



事務連絡
令和2年8月7日

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
茨城支部 支部長 殿

茨城労働局労働基準部
健康安全課長

溶接ヒューム・塩基性酸化マンガンに係る特化則及び関係政省令・告示の
改正内容周知用パンフレット等の送付について

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上
げます。

標記については、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令
第148号。以下「改正政令」という。）、特定化学物質障害予防規則及び作業環境
測定法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第89号。以下「改
正省令」という。）及び作業環境評価基準等の一部を改正する告示（令和2年厚
生労働省告示第192号。以下「改正告示」という。）が、令和2年4月22日に
公布及び告示され、令和3年4月1日から施行されます。

改正内容を記載した下記パンフレット等が作成されましたので、傘下会員、
利用者等の周知に活用いただきますようお願いします。

なお、本件については、茨城労働局ホームページに掲載されていることを申
し添えます。

記

- 1 溶接ヒューム・屋内継続用 パンフレット
- 2 溶接ヒューム・屋外等用 パンフレット
- 3 塩基性酸化マンガン用 パンフレット
- 4 「「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質(第2類物
質)になります」リーフレット（茨城局版）